

# いつでも送っていいよ大作戦基金規約

## (名称)

第1条 当基金は、「いつでも送っていいよ大作戦基金」と称する。

## (目的)

第2条 当基金は、既存の農の流通では農業を続けられない生産者がたくさんいる問題を解決するため、消費者が生産者の立場に立って農産物を買って支える新たな農の流通の仕組み作りを支援することを目的とする。

## (事務局)

第3条 当基金が活用される「いつでも送っていいよ大作戦」は、山口県山口市穂積町5-34  
ファインパレスB103 特定非営利活動法人 学生耕作隊に事務局をおき、運営される。

## (応援団とメンバー)

第4条 当基金に一口以上の寄付をした者の集まりを「応援団」と呼び、「応援団」に登録された者を「メンバー」と呼ぶ。

## (メンバー資格)

第5条 メンバーは、そのメンバーからの寄付金を事務局が全額使い切った時点でメンバー資格を失う。

2. メンバーによる言動が当基金の目的達成の妨げになると事務局が判断した場合、そのメンバーはメンバー資格を失うものとする。

3. メンバー資格は、事務局による承認を得ない限り譲渡できないものとする。

## (事業)

第6条 当基金の目的を達成するため、事務局は「いつでも送っていいよ大作戦」と称し、農産物が大量に出回って市場価格が再生産可能な価格を大幅に下回ったり、規格外のもったいない野菜が出たりした際、農産物を再生産可能な価格で農家から買い上げ、メンバーに送る。

2. 農産物の購入は必要に応じて行われるため、金額、数量、時期等はすべて事務局の決定による。

3. メンバーに送られた農産物は、原則として返品、交換には応じないものとする。

( 寄付金 )

第7条 当基金への寄付金は一人分を目処に一口10,000円とし、一口以上一口単位の払込を申し受けるものとする。

2. 当基金への寄付金は、払い戻し、返済は行わないものとする。

( 基金の用途 )

第8条 当基金への寄付金は、次の用途に使われる。

- ・ 農産物の購入費
- ・ 農産物の送料
- ・ 農村支援TAX
- ・ その他付随費用

( 農村支援TAX )

第9条 特定非営利活動法人学生耕作隊は、「いつでも送っていいよ大作戦」事務局費として、当基金より農村支援TAXを受け取るものとする。農村支援TAXは、寄付金一口につき20パーセントを上限とし、事務局が決定する。

2. 特定非営利活動法人学生耕作隊は、農村支援TAXの一部を使って生産者支援プログラムを行う。

( 監査 )

第10条 当基金は、会計監査をおく。会計監査は、基金会計が基金の目的に基づいて活用されるよう点検する。

( 付則 )

当規約は、平成20年12月1日より施行する。

平成20年12月25日 改定

特定非営利活動法人 学生耕作隊

〒753-0824 山口県山口市穂積町5-34 ファインパレスB-103

TEL : 090-8363-2101 FAX : 083-901-7818